

売却決定にともなう注意事項

1 売却決定日に持参するもの

① 買受代金

富士河口湖町から「納入通知書」を連絡票に記載されている住所に送付します。この納入通知書で、売却決定価額と公売保証金との差額を、令和5年8月1日（火）午後3時までに、納入通知書に記載されている金融機関でお支払いください。

お支払いいただきましたら、令和5年8月1日（火）午前10時から午後4時までの間に、金融機関の領収印のある領収書を持参してください。

なお、令和5年8月1日（火）午前10時の売却決定前に、売却を取り消す事由が生じた場合において、既に買受代金を納付いただいている時は、返還の手続きを取らせていただきます。

② 保証金現金領収書

公売保証金納付時にお渡しした税務出納員の領収印のある保証金現金領収書を持参してください。

③ 公売保証金充当承諾書

入札終了後にお渡しした公売保証金充当承諾書に記入押印の上、提出してください。

④ 委任状

代理人が来所する場合は、必ず委任状を提出してください。

（例文） 「代金納付及び所有権移転請求に関する一切の権限を委任する。」

2 売却決定後に提出するもの（郵送可）

① 所有権移転登記請求書

売却区分番号ごとに1通必要となります。所定の事項を記入・捺印し、提出してください。

② 住民票抄本または法人の商業登記簿謄本… 1通

(1) 落札者が個人の場合

住民票抄本を区・市役所、町・村役場で受けて提出してください。

(2) 落札者が法人の場合

商業登記簿謄本を法務局で受けて提出してください。

※法人番号指定通知書の写しの提出により商業登記簿謄本の省略可。

③ 固定資産評価通知書 又は 固定資産評価証明書 … 1通

所有権移転登記の際の登録免許税の額を明らかにするために必要な提出書類です。法務局に提出するための固定資産評価通知書（市町村によって名称が異なります）は無料で取得できます。

取得の方法は、富士河口湖町役場の固定資産税担当課窓口で売却決定通知書を買受人が持参して取得してください。郵送で取得する場合は、富士河口湖町役場までお尋ねください。

④ 郵便切手（権利移転手続きのための通信費として使用します。）

(1) 登記済証を受領に来所される方

100円×8枚、20円×6枚 合計 920円

(2) 登記済証を郵送することを希望される方

100円×12枚、20円×9枚 合計1,380円

⑤ 登録免許税分の収入印紙あるいは領収証書

固定資産税評価証明書の評価額により次の計算式で算出した税額分の収入印紙を提出していたるか、郵便局か税務署で納付した際に交付を受ける領収証書を提出してください。

計算式

登録免許税 = 課税標準額 × 1000分の20
(百円未満の端数切り捨て) (千円未満の端数切り捨て)

※「課税標準額」 ・土地の場合 固定資産税課税台帳価格（評価額）
・建物の場合 固定資産税課税台帳価格（評価額）

※「登録免許税」の最低税額は、1000円です。

※ 地目が「公衆用道路」など評価額のない土地については、近傍宅地の評価額の10分の3が評価額となります。

※ 持分の取得に係る場合は、評価額に持分の割合を乗じて計算した額が評価額となります。

3 その他の注意事項

今回の買い受けにより、不動産取得税（県）及び固定資産税（市町村）が課税されますが、その課税の基礎となる不動産の価額は、落札価額ではなく固定資産税台帳価額（評価額）ですので、注意してください。

【問い合わせ先】

富士河口湖町役場税務課 収納担当 井出

〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地

TEL 0555-72-1113

FAX 0555-72-6027